(ﾊ)　実施する期間

(a)　令和８年４月１日から同年10月31日まで。

(b)　令和８年４月１日から同年11月30日まで。

(ﾆ)　適用区間

(a)　道南・道北コース

道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(b)　道南・道東コース

道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道及び日高自動車道の全区間。

(c)　東北・三陸コース

東北自動車道の仙台南インターチェンジから花巻インターチェンジまで並びに釜石自動車道の東和インターチェンジから花巻ジャンクションまで並びに秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで並びに仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路、仙塩道路、仙台北部道路及び宮城県道路公社が管理する主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）（以下「仙台松島道路」という。）の全区間。

(d)　関越道・東北道・上信越道コース

東京外環自動車道の大泉インターチェンジから草加インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから西那須野塩原インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから沼田インターチェンジまで並びに北関東自動車道の高崎ジャンクションから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから都賀インターチェンジまで並びに上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから幸手インターチェンジまでの区間。

(e)　東北道・常磐道コースミニ

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから松戸インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから宇都宮インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから日立南太田インターチェンジまで並びに東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(f)　東北道・常磐道コースワイド

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから松戸インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから福島飯坂インターチェンジまで並びに磐越自動車道のいわきジャンクションから会津若松インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから相馬インターチェンジまで並びに東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(g)　東関東道・館山道コース

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の下総インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに京葉道路並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

1．(3)⑱ﾍ(ｲ)のうち、「令和９年３月31日まで」を「令和８年３月31日まで」に改める。

1．(3)⑱ﾍ(ﾊ)のうち、「令和９年４月３日まで」を「令和８年４月３日まで」に改める。

1．(3)⑱トを次のとおり改める。

ト　新潟観光ドライブパス2026

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ﾆ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「新潟・北信濃・会津周遊型」という。）又は(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ﾆ)(c)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(b)に定める区間を通行（以下「発着周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ﾛ)に定める最大日数の開始日が令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	料金の合計額	
		軽自動車等	普通車
新潟・北信濃・会津周遊型	２日間	4,900円	6,200円
	３日間	6,100円	7,600円
発着周遊型	３日間	8,400円	10,500円

(ﾊ)　実施する期間

令和８年４月１日から令和９年４月２日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ﾆ)　適用区間

(a)　新潟・北信濃・会津周遊エリア

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから朝日インターチェンジまでの区間。